

郡山市から新潟県に自主的避難した母と子について、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成23年分

ア 避難費用（移動費用、家財移動費、宿泊費、謝礼、一時立入費用、生活費増加分等）

イ 精神的損害

（2）平成24年分

避難雑費（申立人X2）

2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年10月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金880,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

（1）平成23年分

ア 避難費用（移動費用、家財移動費、宿泊費、謝礼、一時立入費用、生活費増加分等） 440,000円

イ 精神的損害 240,000円

（2）平成24年分

避難雑費（申立人X2） 200,000円

第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金680,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月20日

（仲介委員 尾野恭史）